

町任期付職員募集

町では、復興事業等の一時に増加している専門的な業務に対応する職員として、任期の定めのある任期付職員を募集します。

職種・採用予定人数

土木…5名程度
建築…1名程度
保健師…2名程度

任用期間

原則として、採用される日（平成28年4月1日予定）か

申込締切

10月16日（金）まで

平成29年3月31日までとなります。なお、復興事業の進捗状況及び採用者の希望等により、採用された日から5年以内の範囲で任期を更新する場合があります。また、状況によっては、平成27年度中に採用する場合があります。

試験の方法

第1次試験：書類審査
第2次試験：面接、資格調査

受験資格

職種	受験資格
土木	次の(a)または(b)の要件を満たす方 (a) 次の①から③のいずれかの資格を有する方 ①建設業法第27条第1項に規定する技術検定において、土木施工管理（1級または2級）に合格した方 ②技術士法第2条に規定する技術士または技術士補 ③測量法第48条に規定する測量士 (b) 直近10年中に2年以上、道路、橋梁、河川、漁港・海岸施設、上下水道施設等に係る設計または施工管理の職務経験を有する方
建築	次の①及び②の要件を満たす方 ①建築士法第2条に規定する建築士（1級または2級）の資格を有する方 ②直近10年中に2年以上、公営住宅等の公共建築物の設計、工事監理または工事施工管理等の職務経験を有する方
保健師	保健師助産師看護師法第2条に規定する保健師の資格を有する方

※これらのほかにも要件があります。申込方法等の詳しい内容は、町ホームページまたは役場窓口へ備え付けの試験案内をご確認ください。

申込・問い合わせ 総務課人事係 ☎46-1370



問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528 FAX 46-2607

町では、南さんりく斎苑の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、次のとおり管理を行う指定管理者を募集します。

施設概要

南さんりく斎苑
火葬炉2基、動物炉1基、動物供養塔1基、収骨室1室、告別ホール1室、待合室2室、その他（事務室、操作室ほか）

指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

申請資格

宮城県内に事務所または事業所を有する法人及び団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での応募は不可。）

申請方法

※その他一定の要件を満たす必要があります。
10月1日（木）から環境対策課において「指定管理者募集要項」・「指定管理業務仕様書」等を配布しますので、内容を熟読の上、申請してください。なお、要項等に関しては町のホームページからダウンロードできます。

申請受付期間

10月1日（木）から10月16日（金）まで（土・日・祝日を除きます。）

公募説明会

10月7日（水）に説明会を開催します。詳細は「指定管理者募集要項」に掲載します。※申請を予定している団体は原則説明会に参加してください。説明会に参加する場合は、10月5日（月）までに所定の書式によりFAXにて申し込みください。

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第10回特別弔慰金が支給されます

◇支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族のうち、お一人に支給。

- 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - 戦没者等の子
 - 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。
 - 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- なお、支給対象になるか判断できない場合は、下記に問い合わせください。

- ◇支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- ◇請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日までの間（早目に請求をしてください。）
請求手続きは、戦没者のご遺族の関係についてお尋ねするため時間を要しますので、必ず事前に下記問い合わせ先に連絡の上お越しください。
- ◇請求上の留意点
- 請求者が来ることができない場合は、戦没者等と請求者及びご遺族の関係がわかる方からの代理申請が可能です。
 - 請求者の戸籍抄本等が必要となりますので手数料と印鑑をご持参ください。
 - ご遺族の現況によっては多種の書類作成が必要となり、再度お越しいただくことがありますのでご了承ください。

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601 歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3921

～水産業共同利用施設復興整備事業補助金～ 水産加工場等施設整備事業計画を募集します

「水産業共同利用施設復興整備事業補助金」は、『自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち』への創造的復興の達成に向けて、町の理念に沿った水産加工流通施設の整備を支援する制度です。

- 補助金の交付を受けようとする方は、事業計画の募集に応募し、あらかじめ採択を受ける必要があります。
- ◇事業への応募要件（民間団体の場合） ※下記要件は代表的な要件となります
- 志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内の水産ゾーンで、震災復興計画に基づく地域の水産物を生かした商品開発・製造・流通に資する施設を整備予定であること。
- ◇事業期間 原則として平成29年3月31日までとします。
- ◇補助対象施設 水産物鮮度保持施設・水産物加工処理施設・地魚直販施設・水産物蓄養施設
- ◇補助額 対象経費の8分の7以内の額（対象経費の上限：9億円）
- ◇応募方法等

事業計画書を提出いただき、町水産業共同利用施設復興整備事業計画審査会において採択された事業に対して補助金の交付をします。

- 事業計画書の提出期限 11月30日（月）午後3時まで
- 事業計画書の提出先 産業振興課水産振興係

※事業計画の募集に応募した方には、事業計画審査会に出席していただきます。審査会の日程等は、改めて通知します。
※提出書類や不明な点については、問い合わせください。
（事業の詳細は、町ホームページに掲載しており、「事業計画書」等の様式はダウンロードすることができます。）

問い合わせ 産業振興課水産振興係 ☎46-1378

国民年金保険料「5年の後納制度」開始

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。なお、5年の後納制度は、今年9月末で終了した10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。また、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570-011-050）へ問い合わせください。

年金一般に関することは下記に問い合わせください。

〈次回の年金相談会〉

- ◇日時 11月11日（水）
午前10時から午後3時30分まで
- ◇場所 役場1階相談室
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

行政への困りごとはありませんか？ ～行政相談週間～

10月19日（月）から25日（日）までの1週間は「行政相談週間」です。行政相談は、役所などの仕事に関して、困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。相談は無料で秘密は厳守されます。期間中は下記のとおり特設相談日を設けますので、お気軽にご相談ください。

人権・生活・行政三権合同相談

- ◇日時 10月20日（火） 午前10時から午後3時まで
- ◇場所 歌津総合支所2階会議室

問い合わせ 総務課総務法令係 ☎46-1370
歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111